

9 . 諸外国の地方制度と法的根拠

国名	行政単位			法的根拠	
	連邦制	地方制度		「地方自治法」制定の有無	内容
		階層数	地方自治体		
1.南欧型(4) (1)フランス		3層制	州(26) 県(100) 市町村(36,763) このほか、単なる行政上の区画として、県と市町村の間に、カントンと郡がある。 特に、市町村は、小規模のため、様々な広域行政組織が設置 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」 (憲法第72条) 「州、県及び市町村の権利と自由に関する法律(1982年法)」制定 - いわゆる「地方分権化法」 - 「権限配分法(1984年)制定 「フランス地方自治法典(2000年)」制定
(2)イタリア		3層制	州(20) (普通州(15)・特別州(5)) 県(103) 市町村(8,102) 大都市圏(1) 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」 (憲法第5条) 地方自治体は、それぞれ固有の憲章が認められている。 (憲法第114条第2項、第116条第1項) 大都市圏の組織は、法律による。 (憲法第114条第3項) 「新地方自治法(1990年)」制定
(3)ベルギー	言語共同体(3) 州(3)	2層制	県(10) 市町村(589) このほか、市町村集落・連合及び首都圏集団が法律による設置 2001年	有	言語共同体と州は、独自の憲法を持っていない。 「県・市町村自治権の保障」 (憲法第8章) 「地方自治法(1836年)」制定
(4)スペイン		3層制	自治州(19) うち、自治市(2)を含む。 県(50) 市町村(8,098) 各自治州及び各県には、国の出先機関として政府代表部が置かれている。 このほか、市町村共同体、広域区、大都市圏、集落行政組織といった特別地方行政機関がある。 2001年	有	「統一国家の中の民族・地方の自治権」 (憲法第2条) 自治州・県・市町村の自治権の保障」 (憲法第137条) それぞれの自治州は、自治州の憲法に当たる「自治憲章」を定めることができる。 「地方自治法(1985年)」制定 自治連合国家と呼ばれる連邦制に近い体制となっている。
2.アングロ型(6) (1)イギリス		1層制 ないし 2層制	(イングランド) 県(34) -2ディストリクト(238) ロンドン区(32)及びシティ(1) 大都市区(36) 統合自治体(46) このほか、制度的に県やディストリクトの下にパリッシュ(コミュニティ自治体)がある。 2000年	有	成文憲法は存在せず、個別立法による。 「2000年地方自治法」制定
(2)ニュージーランド		2層制	地域自治体(74) うち、統合自治体(4) 広域自治体(12) 特別目的地方団体(6) 地域自治体の区域内に、政令又は議会の議決による「コミュニティ」の設置(147) 1999年	有	「地方自治法(1974年)」制定
(3)アイルランド		2層制	県(8) 郡(29) 市(5) - 郡と同格 町(80)は、郡・市の下に住民からの申請による設置 2001年	有	「郡・市・町の地位保障」 (憲法第28A条) 県は法律による設置 「2001年地方自治法」制定
(4)米国	州	2層制	市 町 村	有	地方自治体は、「州憲法」及び「市憲章(ホームルール・チャーター)」に根拠規定を有する。

			「準地方自治体」郡(カウンティ)、タウンシップ、タウン、特別区等 米国全体 87,453 1997年		(例)ニューヨーク州 - 「州内地方公共団体自治法(1963年)」制定
(5)カナダ	州	1層制 ないし 2層制	自治体 二層自治体(上層自治体 - リージョン、カウンティ - と下層自治体 - 市、タウン、村、タウンシップ -)及び 単一層自治体(- 市、タウン、村、タウンシップ -)に大別される。 このほか、特定目的団体(特定目的を有する存在)がある。 カナダ全体 4,066 2000年	有	地方自治体は、連邦憲法に承認されておらず、その存在と権限は、各州法に付与される。 各州法による「地方自治法」制定
(6)オーストラリア	州	1層制	基礎的地方自治体(730) 地方自治体の名称は、州により多種多様である。 1999年	有	連邦憲法上及び州憲法上から、地方自治を保障したもとはいえない。 各州憲法による「地方自治法」制定
3. 中欧・北欧型(6)					
(1)ドイツ	州 連邦制と異なり、連邦と各州が「基本法」の下での協調的連邦主義とされている。	2層制	郡(323) 市町村(13,854) このほか、特別市(117)、市町村連合などがある。 2000年	有	「地方自治体の自治権の保障」(基本法第28条第1項及び州憲法) 各州憲法による「地方自治法」制定
(2)オーストリア	州	1層制	市町村(2,357) 市町村と州の間には、ディストリクト(州の行政出先機関)があるが、法的独自性を持つものではない。 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第116条) 各州憲法による「地方自治法」制定
(3)オランダ		2層制	県(12) 市町村(548) 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第7章) 憲法第132条第1項に基づく「県に関する法律」及び「市町村に関する法律」に根拠規定を有する。 1994年制定
(4)スウェーデン		1層制 ないし 2層制	県(20) 市町村(289) 県の区域には、原則として国の行政機関(レーン)が設置されている。 2001年	有	「地方自治体の自治権の保障」(憲法第1章第7条第1項) 「新地方自治法(1992年)」制定
(5)デンマーク		2層制	県(14) 市町村(275) 県・市町村には、それぞれ国の出先機関が設置されている。 1994年	有	「市町村の自治権の保障」(憲法第82条) 県は「制定法」による設置 「改正地方自治法(1970年)」制定
(6)ノルウェー		2層制	県(19) 市町村(439) 県知事の身分は、国の官僚である。 また、地方自治体には、住民の選挙による首長はいない。 1995年	有	地方自治に関し、ノルウェー憲法には言及されていない。 「新地方自治法(1993年)」制定

(出典)

1. 「自治体国際化協会」各種文献及びレポート
2. ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修、北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流：20カ国からの報告(上・下)」(信山社、1997年)
3. 星野 泉「スウェーデンの地方自治制度()」(「地方財務」 560、ぎょうせい、2001年)
4. 宮崎正寿「オランダの地方自治制度」(「地方財務」 562、2001年)
5. 高島 進「スペインの地方自治制度」(「地方財務」 570、2001年)
6. 久保田治郎「オーストラリアとニュージーランドの地方自治(1)(2)」(「地方財務」 572、 573、2002年)
7. 「資料集 カナダの地方自治」 - 第4回海外共同調査報告書 - (東京市町村自治調査会、1993年)
8. 竹下 譲監修「新版 世界の地方自治制度」(イマジン出版、2002年)
6. 室田哲男「欧州連合加盟国の地方制度と地方分権の動向」(「地方自治」 641、ぎょうせい、2001年)
7. 松本英昭「要説 地方自治法 [第一次改訂版] - 新地方自治制度の全容 - 」(ぎょうせい、2003年)
8. 「諸外国の憲法事情 - 2 - 」(国立国会図書館調査及び立法考査局、2002年)